

村山市監査委員公告 第 13 号

監査の結果に基づき講じた措置について

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について公表  
します。

令和 8 年 6 月 18 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

1. 監査の種類  
令和 8 年度 定例監査
2. 措置を講じた対象課等  
農業委員会事務局
3. 監査の期間  
令和 8 年 5 月 11 日（月）～5 月 27 日（水）
4. 監査の結果及び講じた措置内容  
別紙のとおり

監査の結果	措置状況
<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>■郵便切手受払簿について</p> <p>切手の現数が受払簿と1,255円分異なっている。</p> <p>郵便切手 3種類 6枚 655円</p> <p>レターパック 1種類 1枚 600円</p> <p>また、一部切手の受払簿が備えられていないほか、検収印が押されておらず、月々の検収の実績が認められない。</p>	<p>令和7年度から令和8年度に移行するときに、切手等の現数と郵便切手受払簿への転記の違い、検収印の未押印、転記誤りなどが生じました。</p> <p>今後、今まで1人で行っていた郵便切手受払簿と郵便切手等の残枚数確認を、事務局長も含めた3名で行うことに改めます。</p> <p>確認につきましては、毎月末に3名が順番に行い、確認後に確認表へ押印いたします。</p>